

長野市行政改革大綱実施計画

進行状況報告書

(平成20年度)

年度別実施状況総括表(改革項目数)

平成21年3月31日現在

区 分	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新規改革項目	-	15	14	35	8	23					
各年度当初の取り組み項目	117	78+15 93	64+14 78	49+35 84	61+8 69	43 +23 66					
〔うち年度内完了予定(実施・稼動)〕	(31)	(25)	(31)	(19)	(27)	(12)					
年度末で除外した項目	1		6	5	3	1					
完了(実施・稼動)	38	29	23	18	25	12					
翌年度に継続する項目	117-1-38 78	93-29 64	78-6-23 49	84-5-18 61	69-3-25 41	66-1-12 53					

→ 新実施計画へ移行

平成19年度から20年度に継続する41項目のうち、内容を3分割したものが1項目あります。

行政改革大綱実施計画 進行状況(実施・稼動 12項目 部局順)

凡例: ◁ 計画 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼動)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-1 効率的な行政の推進	文化ホール等の再編によるコスト削減 (長野市民会館の在り方の検討) 【総務部庶務課】	[財]	18	財政構造改革懇話会から、市内集会施設の面積は、オリンピック施設の後利用により中核市平均の約3倍の整備水準となっているため、文化ホール等の大規模集会施設のうち老朽化したものを廃止するなど集約を図るよう提言があった。	文化ホールの再編について、廃止した場合、代替施設を確保することが可能か、利用率の低い施設を他の施設に集約し、施設数を減らすことが可能か検討する。存続させた場合、建て替え場所、老朽化した施設の更新コスト、運営コストを抑える方法について検討する。	長野市民会館について平成20年度中に市民の意見を聞いた上で、方針を決定する。	長野市民会館については、「第一庁舎及び長野市民会館の在り方懇話会」での検討及び同懇話会報告書を踏まえた庁内検討の結果、「建て替え」という方針を決定した。	[当初計画] ▷ 方針検討・決定						
1-3 健全な財政運営の実現	利用者負担割合の基準策定 【行政改革推進局】	[財]	18	利用者負担割合の決定に関する基準がなく、公平性、透明性を尊重した負担額となっていないサービスがある。	減価償却費を含めてサービスの提供に要する総コストを明らかにしたうえで、市民の受益と行政の責任の度合い及び民間での事業実施の可否等を勘案し、利用者負担割合に関する統一基準を決定する。	平成20年度に負担割合の基準を作成する。	行政サービスの利用者の負担割合の基準に係るパブリックコメントを実施し、基準を決定、各種サービスの平成18・19年度コストを算出し公表した。また、基準に基づく各種行政サービスの見直し方針を決定した。	[当初計画] パブリックコメント実施 基準決定						
1-3 健全な財政運営の実現	特別会計繰出金の見直し 【財政部財政課】	[財]	18	特別会計のコスト削減策の検討及び料金等の見直しを行い、経営改善計画を作成して、改善計画に基づいた運営を行う。	特別会計の事業内容等を分析・検討し、一般会計からの繰出金削減に向けて、個別見直し方針を検討する。上下水道関係の特別会計は、水道局において会計統合の中で見直しを実施する。	平成21年度予算編成において一般会計からの繰出金を圧縮する。	赤字補填的な繰出金を縮減するため、農業集落排水事業、戸隠下水道事業、鬼無里下水道事業、簡易水道事業特別会計を、より独立採算性の強い水道・下水道事業会計へ整理統合した。	[当初計画]						
1-3 健全な財政運営の実現	中期財政推計の見直し 【財政部財政課】	[財]	18	市税や地方交付税等の一般財源総額の減少と社会保障関連経費の増加によって今後も収支不足が続くものと見込まれるため、中期的な財政目標を持って、ストックに頼らない財政運営を早期に実現する必要がある。	平成18年2月に作成した中期財政推計(H18～H22)に基づき、毎年の決算との比較により適切な進行管理を行い、財政調整のための基金を一定額確保する。また、国の「地方財政計画」に合わせて、適宜、見直しを行う。	ストックに頼らない財政運営を実現する。	長野市財政構造改革プログラムにおける中期財政推計について、税収動向や大規模事業など最新の財政状況を加味した見直しを行うとともに、信州新町及び中条村との合併に伴う向こう10年間の財政推計を作成した。以後、適宜、推計の見直しを行う。	[当初計画] 適宜、見直しを実施						

行政改革大綱実施計画 進行状況(実施・稼働 12項目 部局順)

凡例: ◁ 計画 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-3 健全な財政運営の実現	各種補助金交付の際の市税完納条件付け 【財政部収納課】	[財]	18	税負担の公平性を確保し、滞納を発生させない仕組みとして、各種補助金交付にも市税完納の条件付けを実施する必要がある。	平成18年度から、第1次分として54の補助事業を対象に市税完納の条件付けを実施。実施効果の検証後、対象補助事業の拡大について調査、検討を行い、必要に応じ対象事業の拡大を図る。	平成20年度に実施効果を検証して対象事業を拡大する。	新規分を加え、62の補助事業を対象に市税完納の条件付けを実施。 H20年度以降も、現行の運用により、対象となる新規事業を加え、継続して実施する。	[当初計画] 新規対象事業を追加し、実施						
1-1 効率的な行政の推進	社会福祉審議会の見直し 【保健福祉部厚生課】		18	社会福祉法に定められた「社会福祉審議会」について、現在40人の委員がいるが、規模が大きすぎ、調査・審議をスムーズに行うことが困難であり、体制の見直しを図る必要がある。	現委員の任期が平成20年3月31日までとなっているため、平成20年度からの審議会委員数について見直すよう、18年度から検討を開始。	平成20年4月1日から社会福祉審議会委員定数を20人とする。	【18年度】全中核市に照会調査実施し、原案作成、審議会に説明。 【19年度】関係各課と調整、見直し最終案を作成(40人 24人)、審議会で説明(6月)、3月議会で条例改正案提出。 【20年度】4月の委員改選で24人とした。	[当初計画] 委員数 40人 24人						
1-1 効率的な行政の推進	鬼無里の湯入湯券交付事業の廃止 【保健福祉部高齢者福祉課】		19	合併による鬼無里地区のみの事業であり、他地域との均衡を図り、公平性を確保する必要がある。	鬼無里の湯(観光課)が指定管理者制度を導入することに伴い、より多くの利用者を確保することや、地域限定事業の解消ができるシルバー料金(入湯料300円)等の料金制度の検討について関係部局と調整し、本事業を平成19年度で廃止したい。	平成20年度に入湯券交付事業を廃止する。	平成20年度から入湯券交付事業を廃止した。	[当初計画]						
								[実績] 入湯券交付事業廃止						

行政改革大綱実施計画 進行状況(実施・稼動 12項目 部局順)

凡例: ◁ 計画 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼動)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1 - 3 健全な財政運営の実現	介護保険料収納率の向上 【保健福祉部介護保険課】	[財]	18	介護保険給付費の大きな伸びにより、介護保険料も増額改定せざるを得ない状況の中、より一層滞納者の増加が想定されることから、滞納者の抑制を図る必要がある。	介護保険法では、一定の保険料の滞納に対し、保険給付の制限が設けられているが、市独自で行っている住宅整備事業補助金・援護金の支給に対し、介護保険料の滞納がないことを交付条件とするよう要綱の整備を進める。	平成20年4月1日以降の申請分から介護保険料の滞納がないことを交付条件とする。	【住宅整備援護事業】補助金の対象者を市町村民税が非課税である世帯に見直しをするとともに、新たに要介護被保険者等が介護保険料を滞納していないことを交付要件に加え、要綱を改正し、平成20年度分の補助金から適用している。 【介護保険利用者負担援護金】平成20年度の更新時(6月末)に合わせ、滞納の未然防止のために、収納担当と連携し、保険料の納付状況を確認の上、交付している。	[当初計画] 導入・実施						
1 - 1 効率的な行政の推進	長野市民間社会福祉施設運営調整費の見直し 【保健福祉部障害福祉課】		17	民間社会福祉施設対象の運営調整費(県単移譲分)については、県の要領改正と歩調を合わせ、平成16年度から対象施設の減、補助率を段階的に下げる等順次実施しているが、県では要領の改正が行われ制度自体が廃止されていることから、本制度を廃止する。	平成20年度当初に市要領の改正を行い廃止する。	平成20年度に県単移譲分を廃止する	要領改正を実施	[当初計画] 要領改正廃止						
1 - 1 効率的な行政の推進	私立幼稚園補助金の見直し 【保健福祉部保育課】		15	私立幼稚園への補助金について各園の実態に則した補助金交付とすることで幼児教育の推進を図るため。	平成20年度から新しい補助要領に基づく補助金交付を実施していく。(職員の状態、園の規模等によって補助金単価を細分化)	平成20年度から新しい補助要領に基づく補助金交付を実施し、一律補助、運営費補助を改善する。	新しい補助要領に基づく補助金交付をした(また、運営費補助から事業実施に対する補助への移行について説明を行った)。	[当初計画] 新たな補助要領による補助金交付						
								[実績] 新たな補助要領による補助金交付						

行政改革大綱実施計画 進行状況(実施・稼動 12項目 部局順)

凡例: ◁ 計画 ▷ 実際の進行状況 □ 方針決定 ○ 改革目標の完了(実施・稼動)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1 - 1 効率的な行政の推進	指定文化財環境整備事業補助金の見直し 【教育委員会文化財課】		17	継続して同額の補助金を交付していたため、補助金が既得権化しているものがある。公平性、効果性、経済性などの観点から基準を定めて、交付する必要がある。	補助対象事業、補助期間、補助限度額等の項目を見直し、補助金交付基準を定める。	平成20年度からより明確な補助金交付基準により、適正な補助金交付を実施する。	「文化財保護事業補助金交付要領」を平成20年4月11日に制定し、補助対象となる経費及び補助限度額の設定を行い適正な補助金交付を実施している。	[当初計画] 交付要綱の改正及び施行						
								[実績] 交付要綱の制定及び施行						
1 - 1 効率的な行政の推進	茶臼山自然史館の新自然史館への統合 【教育委員会博物館】		18	平成17年1月1日の市町村合併に伴い、同じ種類の茶臼山自然史館と戸隠地質化石館が分館となり、運営上効率が悪いため。	関係地元等へ説明を行った上で、茶臼山自然史館と戸隠地質化石館を統合し、新しい地質の博物館を整備する。平成18年4月1日から空き校舎となった旧柵小学校を利用する。	平成20年度に新しい博物館を開館し、茶臼山自然史館の建物を後利用に明け渡す。	平成20年7月26日戸隠地質化石博物館開館	[当初計画] 統合自然史館の明渡し						
								[実績] 統合						

行政改革大綱実施計画 進行状況(今年度末で廃止 1項目)

凡例: ◁ 計画 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
1 - 1 効率的な行政の推進	市有建物の省エネ及びCO2削減のための施設改修計画の策定 【建設部建築課】		20	古い施設には建設時に設置された、効率が悪い機器が多く、光熱水費が必要以上に掛かってしまっている。 省エネ及びCO2削減のため、効率の良い機器を導入すると、光熱水費は減少するが、改修費が必要となる。 改修を行うべきか、明確な根拠がない状態。	信州大学・長野市連携協議会で「省エネルギー事業の効果が簡単に推定できるソフトウェア」を平成20年度に開発。その後施設改修計画を策定、改修する施設を選別し、最小の費用で最大の効果を挙げる施設から改修を行う。	ライフサイクルコスト削減及び省エネ推進、CO2削減のための施設改修計画を平成21年度までに策定する	信州大学・長野市連携協議会がH19・12・21に開催され、その後、省エネルギーの効果検証プログラムの開発について信大と詳細打ち合わせを重ねてきたが、H20・3・19の会議でこの開発には、多額の費用が必要となり検討の結果断念とした。	[当初計画] ソフトウェア作成	施設調査、改修計画の立案						
							[実績] 中止								